

01 事件

○不服申立事件の事務処理要領の制定について

平 15 . 01. 06 大高検一第 1 号

検事長通達 検察官・検察事務官あて

改正 平 19. 02. 27 大高検一第292号

改正 平 25. 05. 10 大高検一第705号

事件事務規程第191条第1項に規定する不服申立事件の事務処理要領を下記のとおり定め、平成15年1月6日から実施することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

不服申立事件事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、不服申立事件に関する取扱手続を定め、その事務処理の適正な運用を図ることを目的とする。

(事件受理)

第2 不服申立事件に係る不服申立書を受領したときは、事件係事務官は、当該不起訴裁定書写しを取り寄せるとともに、検察審査会への審査申立て、付審判請求の有無等を調査するなどして不服申立事件を処理するための参考資料を収集した上、事件事務規程様式第225号の不服申立事件簿に所定の事項を登載し、当該不服申立書に不服申立事件記録表紙(様式第1号)を添付して検事長の決裁を受ける。

(主任検察官の指定)

第3 不服申立事件を担当する検察官(以下「主任検察官」という。)は、大阪高等検察庁執務規程第14条の規定による事件配点を受けた検察官とする。

(事件受理通知、記録取寄せ等)

第4 原処分庁の検事正に対しては、不服申立事件受理通知書(様式第2号)により、不服申立書写しを添付してその旨を通知するとともに、当該不起訴事件記録の送付及び不服申立てに対する意見の提出を求める。

(証拠品の取寄せ等)

第5 主任検察官は、不服申立事件を審査するに当たり、当該不起訴事件の証拠品を取り寄せる必要があるときは、証拠品送付依頼書(様式第3号)により、送付方を依頼する。

2 送付を受けた証拠品の保管等の取扱いについては、証拠品事務規程第16条及び第17条の規定を準用する。

(事件処理)

第6 主任検察官は、不服申立事件について審査を終えたときは、不服申立事件裁定書(様式第4号)により処理し、当該不起訴事件記録を添えて決裁を受ける。

2 裁定主文は、次の区分による。

(1) 不服申立ては理由がない 原処分を維持するのが相当とするとき

(2) 不服申立ては理由がある 起訴を相当とするとき

(3) 起訴済み 審査中に当該不起訴事件が起訴されたとき

(4) 不服申立ての取下げ 不服申立ての取下げがあったとき

3 不服申立事件が処理されたときは、事件係事務官は、不服申立事件簿に所定の事項を記載する。

(処理結果の通知等)

第7 処理の結果は、次の方法により通知する。

(1) 原処分庁に対しては、不服申立事件処理結果通知書(様式第5号)による。

なお、裁定主文が「不服申立ては理由がある」のときは、当該不服申立事件裁定書の写しを添付する。

(2) 不服申立人に対しては、処理結果通知書(様式第6号)による。

ただし、裁定主文が「不服申立ての取下げ」のときは、通知を要しない。

(記録等の返還)

第8 主任検察官は、記録返還書(様式第7号)及び証拠品返還書(様式第8号)により、審査を終えた当該不起訴事件記録及び証拠品を返還し、それぞれ受領書を徴する。

(不服申立事件記録の保存)

第9 不服申立事件記録の保存等は、平成12年9月29日付け法務省刑総第1011号刑事局長依命通達「不服申立事件記録の保存期間等について」による。

第10 事件係事務官は、毎月の不服申立事件の受理処理状況等を調査し、適宜の様式により検事長に提出する。

様式第1号

検事長	次席検事	部長	主任検察官

不服申立事件記録		大阪高等検察庁	
事件番号	平成 年 不 第 号		
受理の日	平成 年 月 日		
罪 名	被 疑 者		
不服申立人			
原 処 分	庁 名		
	検 番 号		
	検 察 官		
	年 月 日		
	裁 定 主 文		
公訴時効満了の日			
備 考			

地方検察庁検事正 殿

大阪高等検察庁検事長

不服申立事件受理通知書

(罪 名) (被疑者)
(検 番) 年検第 号
(処 分) 年 月 日 不起訴

上記の不起訴処分に対し

から、別添のとおり不服申立てがあり、当庁で受理したので通知する。

なお、これに対する意見を付し、当該不起訴事件記録を速やかに送付されたい。

証拠品送付依頼書

大高検一第 号

平成 年 月 日

地方検察庁
検察官 検事 殿

大阪高等検察庁
検察官 検事

不服申立事件審査のため必要があるので、下記証拠品を送付願います。

不起訴事件	事件番号	年検第 号	
	罪名		
	被疑者		
証拠品	領置番号	年領第 号	
	符号	品 名	数 量
備考			

取扱者

--

不服申立事件裁定書

決 裁	検 事 長	次 席 検 事	部 長	主 任	
				検 察 官	
事 件 番 号	平成 年 第 号			大 阪 高 等 検 察 庁	
裁 定 の 日	平成 年 月 日				
裁 定 主 文					
罪 名			被 疑 者		
不 服 申 立 人					
原 処 分	庁 名	検 察 庁			
	検 察 官				
	裁 定 の 日	平成 年 月 日			
	裁 定 主 文				
原 庁 通 知 の 日	平成 年 月 日				
不 服 申 立 人 の 通 知 日	平成 年 月 日				
記 録 保 存 期 間	始 期	平成	年	月	日
	終 期	平成	年	月	日
備 考					
記 録 保 存 番 号	平成 年 第 号				

地方検察庁検事正

殿

大阪高等検察庁検事長

不服申立事件処理結果通知書

(罪名)		(被疑者)
(検番)	年検第	号
(処分)	平成 年 月 日	不起訴

上記の不起訴処分につき、平成 年 月 日、 から不服申立てのあった
事件については、当庁で審査した結果、下記のとおり処理したので通知する。

記

裁定の日 平成 年 月 日
裁定主文

様式第6号

大高検一第 号
年 月 日

殿

大阪高等検察庁
検察官 検事

処 理 結 果 通 知 書

(罪 名)

(被疑者)

貴殿から 年 月 日付けで不服申立てのあった頭書事件（
年不第 号）について審査した結果、下記のとおり処理しましたので、通知しま
す。

記

- 1 処理の日 年 月 日
- 2 処理結果

記録返還書

大高検一第 号
平成 年 月 日

地方検察庁
検察官 検事 殿

大阪高等検察庁
検察官 検事

不服申立事件審査のため借用していた下記関係記録を返還します。

事件番号	年検第 号
罪 名	
被 疑 者	
裁定の日	
裁定主文	
冊 数	
備 考	

取扱者

証 拠 品 返 還 書

大高検一第 号
平成 年 月 日

地方検察庁
検察官 検事 殿

大阪高等検察庁
検察官 検事

不服申立事件審査のため借用していた下記関係証拠品を返還します。

事件番号	年検第 号		
罪 名			
被 疑 者			
証 拠 品	領置番号	年領第 号	
	符 号	品 名	数 量
備 考			

取扱者

01 事件

○「不服申立事件の事務処理要領の制定について」の一部を改正する通達の運用について

平 19 . 02. 27

大高検一第293号

次席検事依命通知 検察官・検察事務官あて

本日付け大高検一第292号をもって、平成15年1月6日付け大高検一第1号検事長通達「不服申立事件の事務処理要領の制定について」の一部が改正され、本年3月1日から実施することとされたが、本改正は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の制定趣旨等にかんがみ、不服申立人に通知する当該不服申立事件の処理結果を分かりやすい表現に改めるため、不服申立人に対する処理結果通知書について所要の改正を行ったものであり、その運用に当たっては、下記によるものとされたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 処理結果通知書（様式第6号）の処理結果欄への記載事項

処理結果通知書の処理結果欄には、当該不服申立事件の裁定主文が「不服申立ては理由がない」ときは「不服申立てについては認められません。」、「不服申立ては理由がある」ときは「不服申立のあった事件については、本日付けで〇〇〇〇検察庁検察官に対し再捜査するよう指揮しました。」、「起訴済み」であるときは「不服申立のあった事件については、〇〇〇〇検察庁検察官が平成〇〇年〇〇月〇〇日裁判所に起訴しました。」旨を記載すること。

2 処理結果についての補足説明の追記

「不服申立てについては認められません。」として処理結果を通知するときは、当該処理結果の下部に、「貴殿からの不服申立てについて、その内容をよく検討した結果、〇〇〇〇検察庁検察官が行った不起訴処分は、適正に行われたものと判断しました。」などと補足説明を追記すること。

なお、上記の文言は、あくまで原則・例示的なものであり、具体的事案の概要、不服申立てに至った経緯、犯罪被害者の心情等を勘案の上、適宜文言を修正すること。